



EPA原産地規則の概要

2015年11月30日
横浜税関業務部 原産地調査官

1 原産地規則の概要

2 原産地基準について

3 EPAの活用について

原産地規則の必要性

- 原産地規則とは?
物品の原産地を決定するためのルール
- 原産地規則はなぜ必要?
特恵税率の適用・不適用が物品の原産地に依存
=相手国の产品であるかないかを区別するルール
が必要

「特恵税率」 とは？

ある特定の国・地域に対する関税率に関する
特別な待遇

他の国の产品に対する税率よりも低い税率を適用

「特恵税率」

経済連携協定(EPA)特恵税率

・EPA相手国が適用対象

一般特恵(GSP)税率

・開発途上国及び地域が適用対象

原産地規則の必要性

- 原産地規則とは?
物品の原産地を決定するためのルール
- 原産地規則はなぜ必要?
特恵税率の適用・不適用が**物品の原産地**に依存
=相手国の产品であるかないかを区別するルール
が必要

特恵税率の適用が原産地に依存するとは？

- 税率は、対象となる貨物の種類に拘っても、また、その法的根拠に拘っても異なったものが存在
- ⇒どの税率が適用されるかは原産地に依拠

EPA及び品目の一例の例示

対象商品/ 国	全ての国	全ての国	WTO協定 加盟国	開発途上国	アセアン 協定締約国	メキシコ	チリ	オースト ラリア
	基本税率	暫定税率	WTO 協定税率	一般特恵 (GSP)税率	EPA税率	EPA税率	EPA税率	EPA税率
牛肉 0201.20	50%	38.50%	50%	無税 (後発開発途 上国)	—	関税割当数量 以内のもの： 34.6%	—	31.50%
オレンジ 0805.10	20%/40% (季節関税)	—	16%/32% (季節関税)	無税 (後発開発途 上国)	8%/16% (季節関税)	関税割当数量 以内のもの 5.6% /11.2% (季節関税)	—	毎年6月1日か ら同年9月30 日までに輸入 されるもの 13.1%
スパークリ ングワイン 2204.10	201.60円/ℓ	—	182円/ℓ	145.60円/ℓ	—	無税	10.4%又は 125円/ℓの いずれか低い 方	136.50円/ℓ

EPA税率適用のための条件

- ① 產品に対し、EPA税率が設定されていること
 - ② 輸出国の原産品であること
 - ③ 運送途上で、輸出国の原産品であるという資格を失わないこと
 - ④ ②及び③の条件をそれぞれ満たしていることを証明すること
- ※ 4つの条件をすべてを満たす必要がある

EPA税率利用までのプロセス (概略)

- ① 相手国との間でEPAが発効しているかを確認
- ② 取引品目のHSコードがEPA税率の対象か、現状の関税率よりも低いかを確認
- ③ 当該EPAにおける原産地規則を満たすか(輸出国の原産品であるか)を確認
- ④ EPAを利用するメリットがあるかないかを、節減できる関税額やそのための手続コスト等から判断
- ⑤ 特定原産地証明書の発給を申請 (輸入の場合:輸出者へ要求)
(輸出の場合:商工会議所へ発給申請)
- ⑥ 税関に関係書類を提出

1 原産地規則の概要

2 原産地基準について

3 EPAの活用について

原産品

- ① 完全生産品
- ② 原産材料のみから生産される产品
- ③ 実質的変更基準を満たす产品

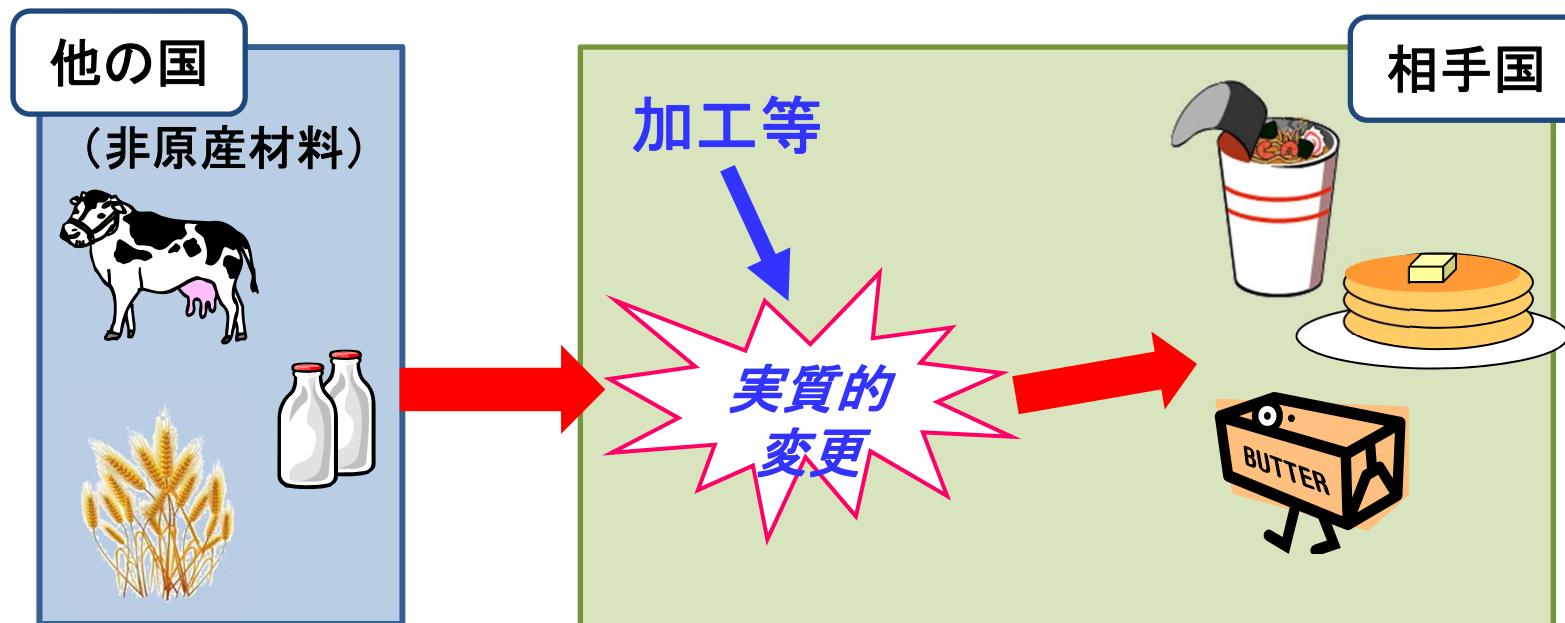
【参考】日アセアン包括的経済連携協定第24条 原産品

この協定の適用上、次のいずれかの产品であって、この章に規定する他のすべての関連する要件を満たすものは、締約国の原産品とする。

- (a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される产品であって、次条に定めるもの
- (b) 非原産材料を使用する場合には、第26条に定める要件を満たすもの
- (c) 一又は二以上の締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される产品

実質的変更基準を満たす產品

- 他の国の材料(非原産材料)を直接使用し、「大きな変化(=実質的変更)」を伴う加工が行われ製造された物品。



実質的変更基準の種類

- ① 関税分類変更基準
- ② 付加価値基準
- ③ 加工工程基準

★原産品判断にあたり参考すべき基準を
協定・品目毎に「**品目別規則**」に規定

関税分類変更基準の例

日ASEAN包括的経済連携協定 附属書2—品目別規則

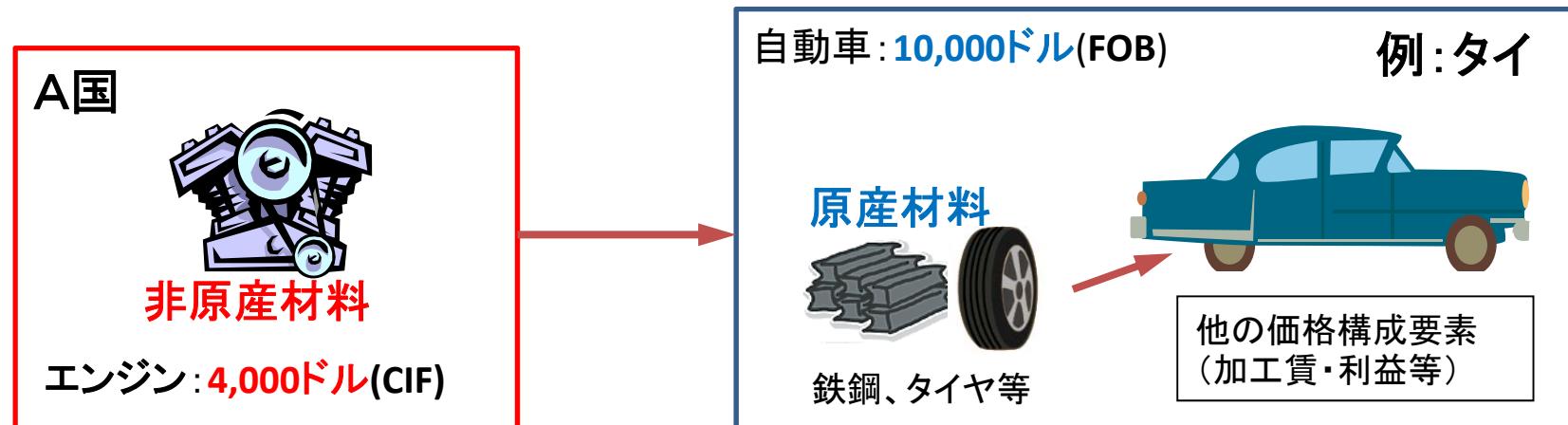
- 第1905.40号: CC(他の類の材料からの変更)



附加值基準の例

日ASEAN包括的経済連携協定 附属書2—品目別規則

- 第87.03号: RVC40% (原産資格割合が40%以上であって、生産の最終工程が締約国においておこなわれたこと)

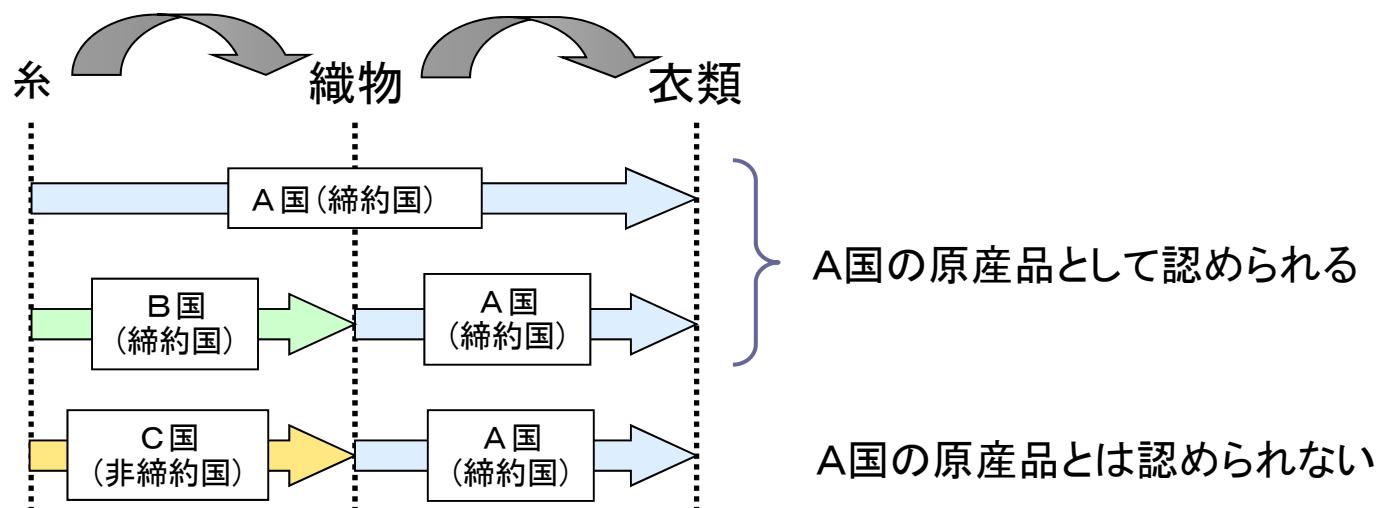


$$\frac{\text{產品の価額} - \text{非原産材料価額}}{\text{產品の価額}} = \frac{10,000 - 4,000}{10,000} = 60\% \geq 40\%$$

加工工程基準の例

日ASEAN包括的経済連携協定 附属書2－品目別規則

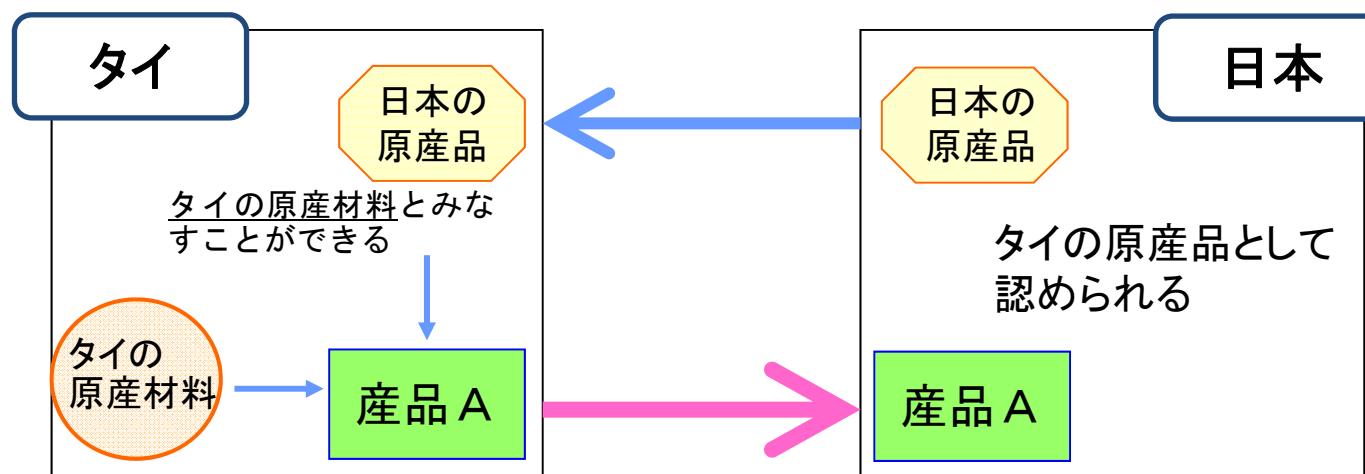
- 第62.04項: CC(第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項又は第60類の非原産材料を使用する場合には、当該**非原産材料のそれが一又は二以上の締約国において完全に製織される場合に限る。**)



実質的変更基準の例外

日ASEAN包括的経済連携協定 第29条 累積

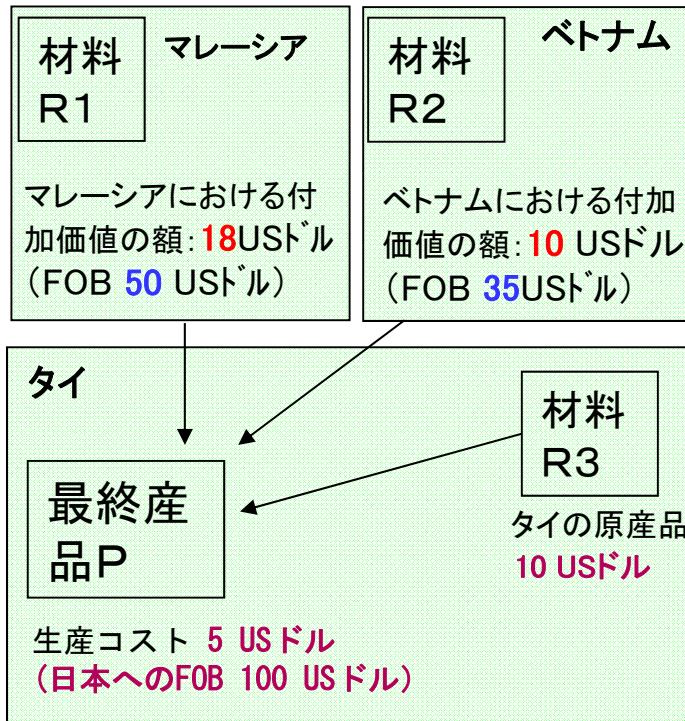
締約国の原産材料であって、他の締約国において产品を生産するために使用されたものについては、当該产品を完成させるための作業又は加工が行われた当該他の締約国の原産材料とみなす。



実質的変更基準の例外

日ASEAN包括的経済連携協定 第29条 累積

R1～R3、Pの品目別規則は「付加価値40%以上」であると仮定



$$RVC = \frac{FOB-VNM}{FOB} = \frac{100 - (18+10+10+5)}{100} = 57\%$$

これは誤り。

正しくは、

$$RVC = \frac{FOB-VNM}{FOB} = \frac{100 - (50+35)}{100} = 15\%$$

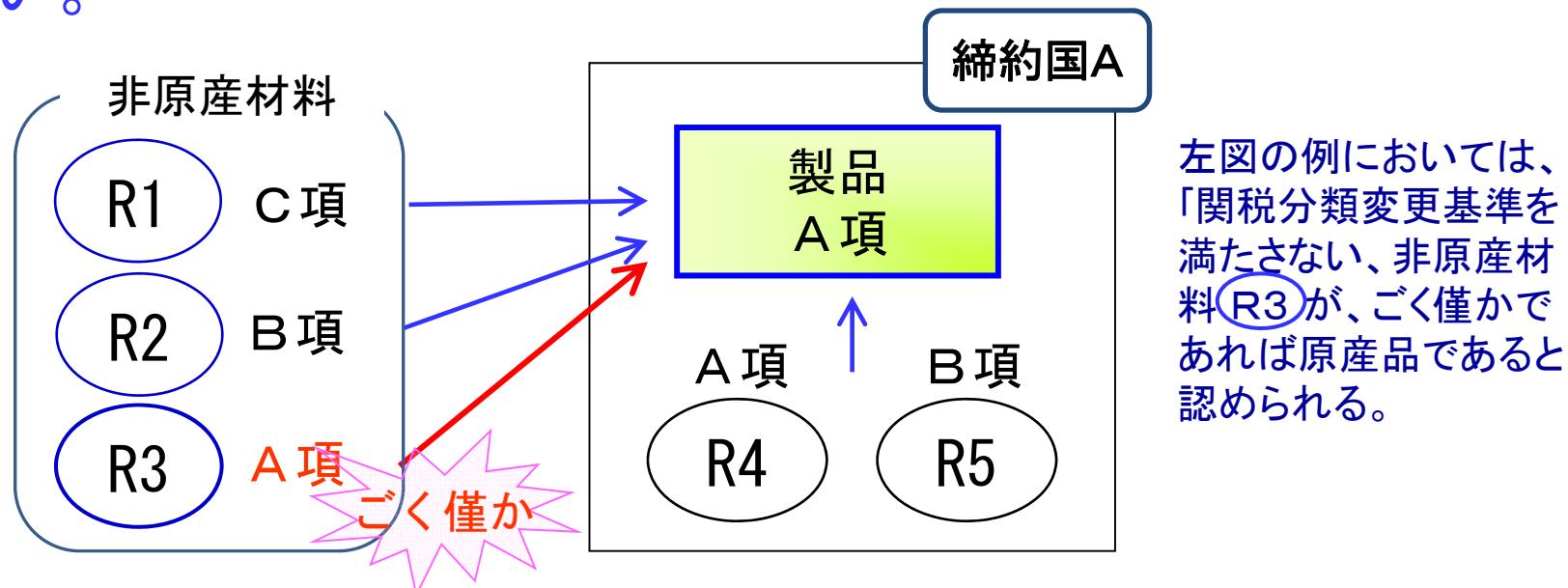
- ・材料R1の原産性について
 $(50-32)/50 = 36\% \Rightarrow$ マレーシアの非原産品
- ・材料R2の原産性について
 $(35-25)/35 = 28\% \Rightarrow$ ベトナムの非原産品

タイ原産品とは認められない

実質的変更基準の例外

日ASEAN包括的経済連携協定 第28条 僅少の非原産材料

一部の非原産材料に関して、**関税分類変更基準を満たさない場合**であっても、第28条第1項及び附属書2に定める**特定の割合**を超えてなければ(=ごく僅かであれば)、考慮しなくてよい。



EPA税率適用のための条件

- ① 産品に対し、EPA税率が設定されていること
 - ② 輸出国の原産品であること
 - ③ 運送途上で、輸出国の原産品であるという資格を失わないこと
 - ④ ②及び③の条件をそれぞれ満たしていることを証明すること
- ※ 4つの条件をすべてを満たす必要がある

直接積送

日ASEAN包括的経済連携協定 第31条

- 以下の产品は直接積送されるものとみなす
 - 輸出締約国から日本に直接輸送されること
 - 積替え又は一時蔵置のために一以上の締約国(輸出締約国及び日本を除く。)又は第三国を経由して輸送される場合
- 当該第三国において積卸し及び产品を良好な状態に保存するため必要なその他の作業以外の作業が行われていないこと
- 直接積送されない場合には日アセアン包括的経済連携協定に基づく特惠税率の適用対象とならない

1 原産地規則の概要

2 原産地基準について

3 EPAの活用について

EPA税率適用のための条件

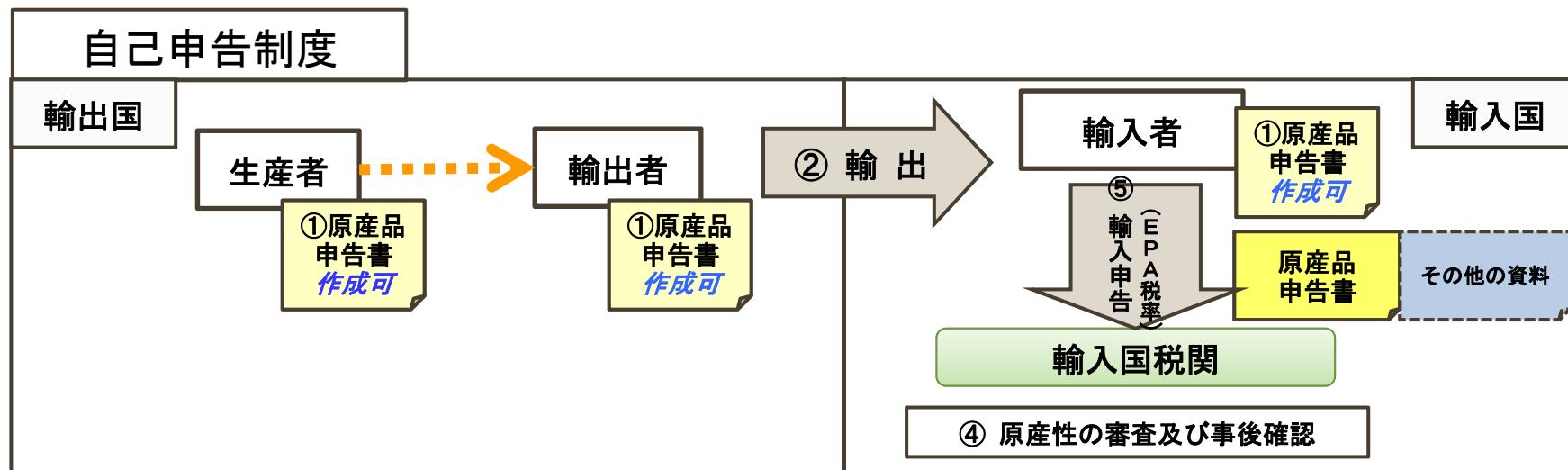
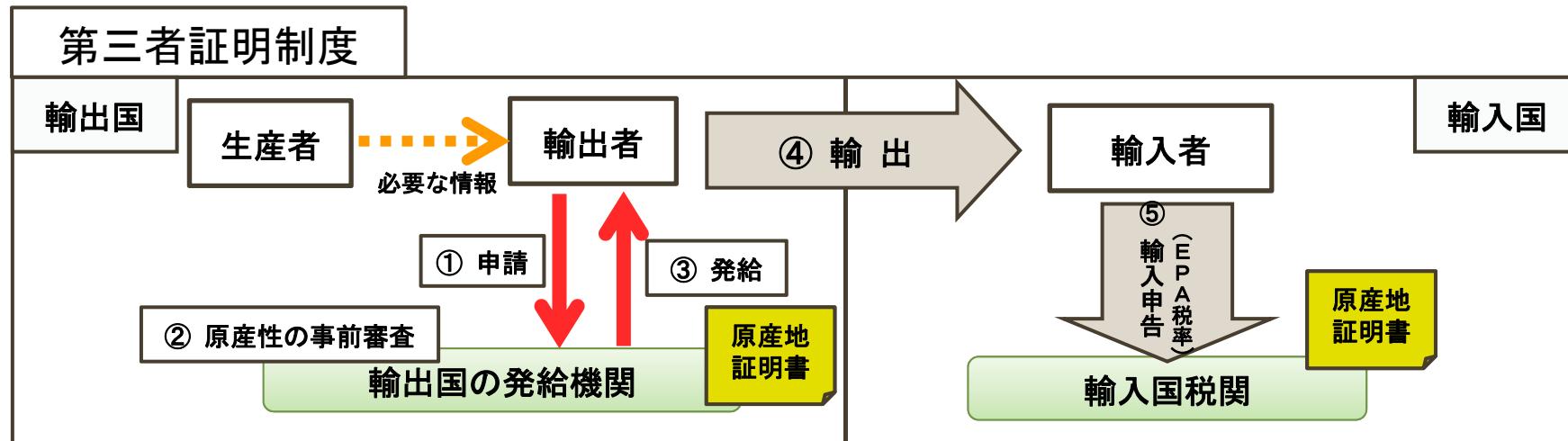
- ① 産品に対し、EPA税率が設定されていること
- ② 輸出国の原産品であること
- ③ 運送途上で、輸出国の原産品であるという資格を失わないこと
- ④ ②及び③の条件をそれぞれ満たしていることを証明すること

★4つの条件をすべて満たさなければいけない！

EPA税率利用までのプロセス概略

- ① 相手国との間でEPAが発効しているかを確認
- ② 取引品目のHSコードがEPA税率の対象か、現状の関税率よりも低いかを確認
- ③ 当該EPAにおける原産地規則を満たすか(輸出国の原産品であるか)を確認
- ④ EPAを利用するメリットがあるかないかを、節減できる関税額やそのための手続コスト等から判断
- ⑤ **特定原産地証明書の発給を申請** (輸入の場合:輸出者へ要求)
(輸出の場合:商工会議所へ発給申請)
- ⑥ 税関に関係書類を提出

「原産品であること」の証明方法



「原産品であること」の証明方法

第三者証明制度

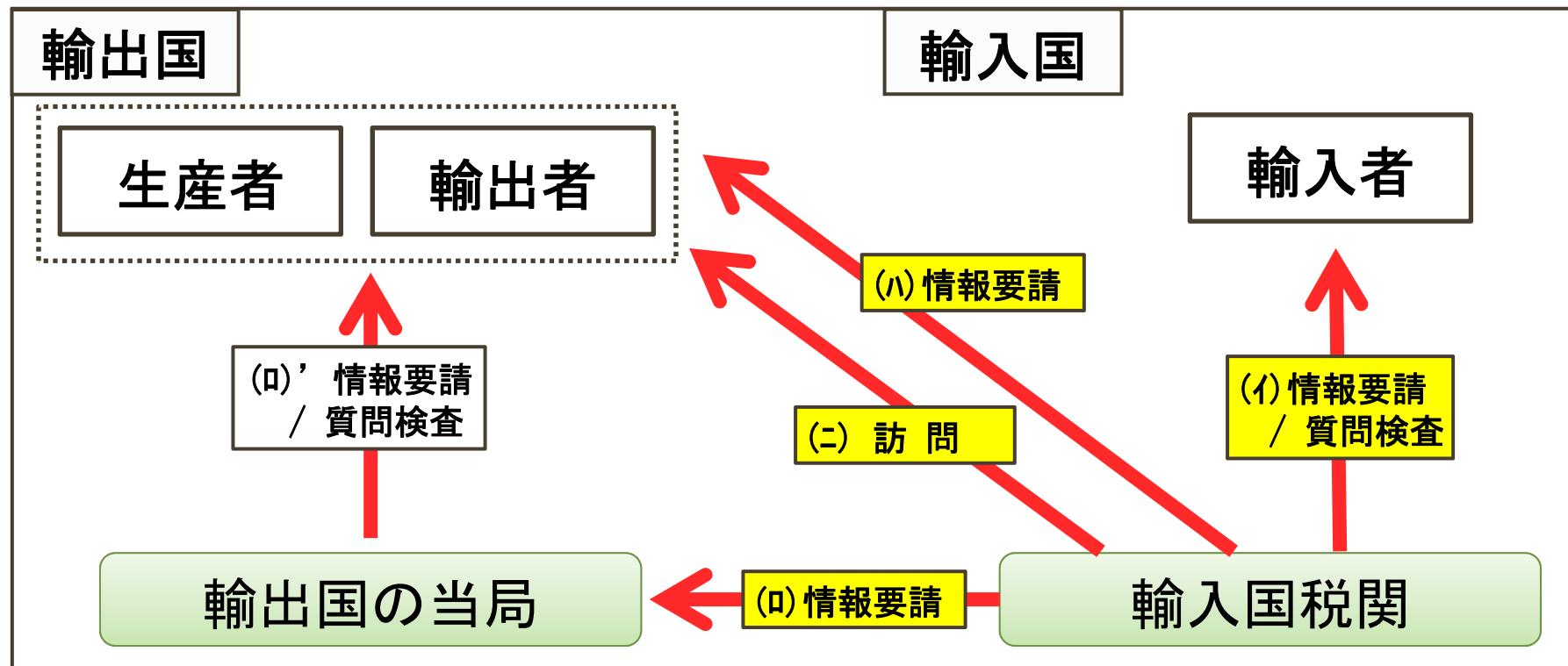
- ◆ 輸出者による申請により、輸出国の発給機関が原産地証明書を発給。
- ◆ 貨物の輸出前に輸出国の発給機関が事前に審査を行うことによりEPA税率の適正な適用を確保。
- ◆ 輸入者は、EPA税率を適用して輸入申告する際に原産地証明書を輸入国税関に提出。

自己申告制度

- ◆ 輸出者、生産者又は輸入者は原産品申告書の作成が可能。
- ◆ 輸入者は、EPA税率を適用して輸入申告する際に原産品申告書その他の資料(必要最小限のもの。原産性を満たしている事実を説明する明細書等)を輸入国税関に提出。
- ◆ 輸入国税関が輸入通関時の審査及び輸入の許可後の事後確認を行うことによりEPA税率の適正な適用を確保。

「原産品であること」の事後確認

- (イ) 輸入者に対し、貨物が原産品であることを示す情報を要請/質問検査。
- (ロ) 輸出締約国の発給機関又は税関当局に対し、原産性の事後確認のための情報を要請。
- (ハ) 輸出者や生産者に対し、貨物が原産品であることを示す情報を要請。
- (ニ) 輸出者や生産者の施設に原産性の事後確認のための訪問を実施。
- (注) 上記(イ)～(ニ)までの事後確認手続に優先順位はない。
- ◆ 輸入者、輸出者又は生産者が十分な情報を提供しない場合等はEPA税率の適用を否認。



文書による事前教示

輸入を予定している貨物の関税分類、関税評価上の取扱い、原産地、減免税の適用について、文書で照会し、回答を文書で受けることができる制度

- ・照会を受理してから30日以内の極力早期の回答に努めます
- ・文書回答は通関審査で尊重され、スムーズに通関できます。
- ・全国どこの税関でも有効です。
- ・文書回答は3年間有効です。
- ・自己申告制度においては、原産品申告書以外の資料の提出を原則省略することができます。

特恵関税、原産地に関するご質問は…

- 横浜税関 業務部 原産地調査官
 - 電話: 045-212-6174
 - FAX: 045-201-7291
- 一般特恵・EPAに関する各種情報は、税関ホームページに掲載しています。
 - <http://www.customs.go.jp/>



EPA原産地規則の概要

2015年11月30日
横浜税関業務部 原産地調査官